

2024年10月22日

日本俳優連合 御中

公明党

生成 AI についての公開質問状に対する回答について

①権利者に無断で生成される AI 音声/映像/画像をどう思いますか。

アニメや映画などのコンテンツや、これに携わる声優や俳優等の実演家の権利が守られることは重要な課題です。

AI 音声/映像/画像についても、著作権等の侵害となる場合には、著作権等を有する者において、法的措置を講ずることが可能ですが、諸外国の動向等を踏まえ今後更なる対応について議論が必要と考えます。

②無断学習を可能にする現状の著作権法の改正は必要だと考えますか。

AI 学習のための著作物の利用に関する著作権法第 30 条の 4 においては、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合には、必要と認められる限度で著作権者の許諾なく著作物を利用できますが、この目的を外れる場合や著作権者の利益を不当に害する場合には、原則として許諾を得る必要があります。

こうした場合の明確化も含め、政府の文化審議会著作権分科会法制度小委員会では、関係者間で議論を行い、「AI と著作権に関する考え方について」を取りまとめているものと承知しています。

その上で、著作者等の権利の適正な保護については、今後も、様々な技術の発展や諸外国の動向等を踏まえ、必要に応じて議論を行っていきたいと考えます。

例えば、EU では、研究目的の場合には、例外なく AI 学習のための著作物の利用が認められている一方で、営利目的などで著作物を学習する場合に、著作権者が適切な措置をとれば、自身の著作物を AI の学習のために利用される対象から除外できるというルールを定めており、このような動向も参考にしながら、必要な対策について検討したいと考えます。

③生成 AI による権利侵害に対応する法整備は必要だと考えますか。

生成 AI による知的財産権侵害リスクへの対応については、政府の「AI 時代の知的財産権検討会」での中間とりまとめを踏まえ、AI の開発・提供・利用の各事業者や権利者等が行うリスクへの対応策として、著作権法や著作権法以外

の知的財産法の適正な運用等を図る「法」、いわゆるホワイトな AI による適切な対応策としての「技術」、権利者への対価還元策等の「契約」の各手段を適切に組合せることによる対応を検討すべきと考えます。

あわせて、政府が策定した「AI 事業者ガイドライン」を AI 開発、提供、利用における各事業者に広く周知し、活用促進を図る必要があります。

こうした様々な対応の状況をはじめ、今後の AI 技術の進展状況、関係者の声や諸外国の動向等も踏まえながら、知的財産権の適切な保護と AI 技術の進歩の促進が両立するという AI ガバナンスの観点を踏まえたエコシステムの実現に向けて、今後、法整備の検討も含めた必要な議論をしていきたいと考えます。

また、AI 社会における安全性を確保するため、特に生命や人権等に係るハイリスクに対応した包括的規制を含む新たな AI 法制度を創設するなど、国民に安心と信頼をもたらす AI ガバナンスを構築したいと考えます。